社外取締役の独立性の否定要件(各国比較)

	アメリカ	イギリス	フランス
	【NYSE 上場規則】(2004 年 3 月)	【The combined code on corporate government】(2003年7月)	【The corporate governance of listed corporations AFEP/MEDEF】(2003年10月)
上場会社関係者	 取締役で、当該上場会社の従業員である又は過去3年間においてあったもの並びに直属の親族が当該上場会社の業務執行取締役である又は過去3年間においてあったもの。 取締役自ら又はその直属の親族が、当該上場会社から過去3年間において12ヶ月間に10万ドル以上の直接報酬を受けているもの。(取締役報酬、委員報酬及び以前に提供した業務に対するその他のいかなる繰延金(当該報酬は継続的業務に対するものでない場合に限る。)は除く。) 	・ 取締役で、当該上場会社の顧問、取締役、上層部の社員(senior employee)の近親者であるもの。 ・ 取締役であって、過去5年間において当該上場会社又はそのグループ企業の従業員であったもの。 ・ 取締役であって、取締役(director)の報酬とは別に追加で報酬を受けていた、若しくは現在受けているもの、又は当該上場会社のストックオプション制度、若しくは業績に連動する報酬制度(performance-related payscheme)の参加者、又は企業の年金制度の加入者。	 取締役で役職者(corporate officer)の近親者であるもの 取締役であって、現在、<u>当該上場会社の役職者若しくは従業員</u>、または、その親会社若しくは関連会社の取締役(director)又は従業員であるもの、または、<u>過去5年間</u>においてそうであったもの。
関連会社関係者	 取締役及び直属の親族が、当該上場会社の現業務執行役員が報酬委員会に同時に所属している又は所属していた他の会社の業務執行役員として雇用されている又は過去3年間に雇用されていたもの。 取締役で過去3年間の会計期間中に、100万ドル以上又は当該上場会社の連結ベースでの総収益額の2%以上の財産又はサービスの支払いを当該上場会社に行っており又は当該上場会社から支払いを受けている会社の現従業員であるもの並びに直属の親族が当該会社の現業務執行取締役であるもの。 	・ 取締役であって、他の会社・法人への関与を通して他の取締役と重要な関係性を持つもの、又は相互取締役(cross-directorships)となっているもの。 ・ 取締役であって、過去3年間において、当該上場会社と直接的に重要なビジネスの関係があった、若しくは現在関係のあるもの、又はそういった関係のある会社・法人のパートナー、株主、取締役、上層部の社員(senior employee)として関係があった、若しくは現在あるもの。	・ 取締役であって、当該上場会社が直接的に若しく は間接的に取締役(directorship)となっている会 社、その従業員が取締役となっている会社、又は 当該上場会社の役職員が取締役である(現在及び 過去5年間を含め取締役であった)会社の役職者 ・ 当該上場会社又はそのグループ企業にとって重 要(material)であり、又は、当該上場会社又はそ のグループ企業が大部分の取引を占める顧客・サ プライヤー・投資銀行・商業銀行
その他	【監査人関係者】 ・ 取締役及び直属の親族が、当該上場会社の内部又は外部監査人である会社の現パートナーであるもの。 ・ 取締役で監査人である会社の現従業員であるもの。 ・ 取締役のうちその直属の親族に監査人である会社の従業員で当該会社の監査業務、保険又は税金業務(税金計画は除く)に従事するものがいるもの。 ・ 取締役及びその直属の親族が過去3年間(現在そうでない場合を除く。)、監査人である会社のパートナー及び従業員であり、その期間内に当該上場会社の監査業務に直接従事していたもの。	 【主要株主関係者】 取締役であって、主要株主(significant shareholder) の代理であるもの。 【長期在任取締役】 取締役であって、最初の選出の日から数えて9年以上を経過して取締役(board) となっているもの。 	【監査人関係者】 ・ 過去5年間当該上場企業の監査役であったもの 【長期在任取締役】 ・ 12年間以上当該上場会社の取締役であったもの (注)当該上場会社及び親会社の主要株主は、会社の支配権を持っていなければ、独立とみなされうる。